

作成例 1 : 祭りや伝統芸能用具
(神輿や獅子舞、太鼓など)

※規程○、規定×

〇〇町内会子供神輿管理運営規程(案)

第一条（総則）

本規程は、〇〇町内会が所有する子供神輿の管理運営について定める。

第二条（保管場所）

子供神輿は〇〇公民館〇〇分館倉庫に保管する。

第三条（管理責任者）

子供神輿の管理責任者は〇〇町内会会長とする。

第四条（利用者）

子供神輿を利用するのは、〇〇町内会会員とする。

第五条（子供神輿の保全）

子供神輿の維持・保全のため会長を中心に必要に応じて点検をする。

第六条（その他）

子供神輿が破損した場合等、この規程に定めていない事項について必要があれば役員会で協議する。

第七条（付則）

この規程は令和 年 月 日より施行する。

日付は空欄としてください

※規程○、規定×

〇〇町内会 コミュニティ助成事業整備備品管理運営規程(案)

(目的)

第 1 条 この規程は、コミュニティ助成事業整備備品（以下、備品という。）の管理運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(保管場所)

第 2 条 備品は、〇〇公民館〇〇分館倉庫に保管する。倉庫は施錠を行い、鍵の管理は〇〇町内会会長等が行う。

(管理責任者)

第 3 条 備品の管理責任者は〇〇町内会会長とする。

(使用の許可及び条件)

第 4 条 備品は〇〇町内会の地域コミュニティ活動に使用し、使用できる者は、原則として、町内会会員とする。

(使用料)

第 5 条 備品の使用料は無料とする。

(使用許可の取り消し等)

第 6 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消もしくは使用を停止、又は制限することができる。

(1) この規程に違反したとき。

(2) その他管理運営上支障があると認めたとき。

(損害賠償等)

第 7 条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、備品を損傷し、又は、亡失したときは原状回復し、それによって生じた損害を補償しなければならない。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、備品の使用に関し必要な事項は町内会役員会等で定める。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

日付は空欄としてください